

○国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター汎用サーバ利用内規

平成19年5月24日
情報環境機構運営委員会決定

改正 平成25年3月5日

国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター汎用サーバ利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター電子計算機システム等利用細則（平成19年学術情報メディアセンター部局細則第4号）第10条の規定に基づき、筑波大学学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）が運用・管理する汎用サーバの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 汎用サーバを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人筑波大学の職員
- (2) 筑波大学の学群学生及び大学院学生
- (3) 筑波大学の科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、法曹学修生及び日本語研修生
- (4) 研究員（国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成17年法人規則第53号）第2条に規定する研究員をいう。）
- (5) 企業等共同研究員（国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成16年法人規程第45号）第9条に規定する企業等共同研究員をいう。）
- (6) その他学術情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）が必要と認める者

(利用の申請)

第3条 汎用サーバの利用申請をしようとする者は、別に定める利用申請書をセンター長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第4条 センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

(利用期間)

第5条 汎用サーバの利用期間は、1年とする。ただし、利用期間の終期は、利用を許可された日の属する年度の末日とする。

(利用の範囲)

第6条 汎用サーバの利用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学内における教育・研究活動及び業務に関する利用
- (2) 学内外における教育・研究に関する情報の発信、収集及び交換
- (3) その他センター長が必要と認めた目的の利用

第7条 利用者は、前項に規定する目的の範囲内であっても、汎用サーバの能力を越え、他の利用者の利用の支障となるような利用法をしてはならない。

(アカウントの管理)

第8条 利用者は、汎用サーバの利用する権利（次項において「アカウント」という。）を、第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

第9条 利用者は、アカウントを盗用されないよう適正に管理しなければならない。

(施設、設備等の利用)

第10条 利用者は、センターの管理する施設、設備又は物品を他に定めのある場合を除き、利用目的の範囲内で使用することができる。

(変更の届出)

第11条 利用者は、利用承認のあった事項について変更を生じた時は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用承認の取り消し)

第12条 センター長は、利用者が法人規則等に従わない場合、又は承認された目的以外に汎用サーバを利用した場合には、当該利用者の利用承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

(汎用サーバ以外の計算機システム／ネットワークの利用)

第13条 利用者は、汎用サーバを経由して、他の計算機システム／ネットワークを利用する場合は、法人規則等を遵守しなければならない。

(経費)

第14条 汎用サーバの利用に係る経費の負担については、別に定める。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、汎用サーバの利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 記

- 1 この内規は、平成19年5月24日から実施する。
- 2 国立大学法人筑波大学学術情報メディアセンター高性能クラスタ計算機及び汎用サーバ利用内規（平成18年11月16日学術情報メディアセンター長決定）は、廃止する。

附 記

この内規は、平成25年3月5日から実施する。